（国土調査法施行令の一部改正）

第二条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「五百分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一）」を「二百五十分の一又は五百分の一」に、「千分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、五百分の一又は二千五百分の一）」を「五百分の一、千分の一又は二千五百分の一」に、「二千五百分の一又は五千分の一」を「千分の一、二千五百分の一又は五千分の一」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

四　第一号の調査地域の特性に応じた効率的な調査方法（次条第六号において「効率的調査方法」という。）の導入に関する方針

第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　導入する効率的調査方法の内容（効率的調査方法の導入が困難であるときは、その旨及びその理由）

第九条中「前条第六号」を「前条第七号」に改める。

第十九条第一項に次の一号を加える。

五　法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が申請する場合にあつては、当該国土調査を行う者の名称

第十九条第三項中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が同条第五項の規定による認証の申請を行うときは、前項に規定するもののほか、同条第六項後段の同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

第二十条を次のように改める。

（成果の認証に準ずる指定をした旨の公告）

第二十条　法第十九条第八項の規定による公告は、官報によりしなければならない。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第十条」を「第十一条」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（国土審議会令第二条第一項の表土地政策分科会の項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める部分を除く。）及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行に伴い、並びに会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条及び第十八条第一項、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三条第四項及び第百三条の二第四項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第四項第一号並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「失業等給付費及び」の下に「育児休業給付費並びに」を加える。

第十五条中「失業等給付費」の下に「及び育児休業給付費」を加える。

第五十六条第三項第一号中「雇用安定事業」を「育児休業給付に係る歳入額（次項において「育児休業給付費充当歳入額」という。）並びに雇用安定事業」に、「第六十四条の規定により行うものを除く」を「第六十三条に規定するものに限る」に、「次項」を「第五項」に、「を控除した」を「の合計額を控除した」に改め、同項第二号イ中「二事業に」を「育児休業給付に係る歳出額（以下この条において「育児休業給付費充当歳出額」という。）及び二事業に」に、「を控除した」を「の合計額を控除した」に改め、同号ロ中「繰越額（」の下に「育児休業給付費充当歳出額に係る繰越額及び」を、「係る繰越額」の下に「の合計額」を加え、同号ハ中「金額」の下に「（以下この条において「超過額相当額」という。）（育児休業給付に係る超過額相当額を控除した残りの額とする。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　法第百三条の二第四項に規定する政令で定める場合は、労働保険特別会計の雇用勘定の毎会計年度の収納済みの育児休業給付費充当歳入額から支出済みの育児休業給付費充当歳出額、育児休業給付費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び育児休業給付に係る超過額相当額を控除して不足する場合とし、同項の規定により育児休業給付資金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三の二中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。

附則第三十四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七条の三中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。

附則第五十二条の七中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第四条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「第六十一条の六第一項」を「第六十一条の七第一項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三